

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 神戸老人ホーム(以下、「当法人」という。)定款第9条及び第24条の規程に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員(以下「役員等」とする。)の報酬について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第7条に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第18条第1項及び第2項に定める理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、定時評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬・賞与及び退職手当金を支給する。但し、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当金は支給しない。

(報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
 - (2) 賞与については、別表2に定める額
 - (3) 退職慰労金については、別表3に定める額
 - (4) 交通費については、職員旅費規程に準ずる額
- 2 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
- (1) 報酬については、別表4に定める額
 - (2) 交通費については、職員旅費規程に準ずる額